

自發敢爲の教育 —行の教育の提唱—

明星中學校長 児 玉 九 十

祭政一致の御精神を體して

客 先月は準戦時體制といふ言葉で呼ばれてゐる、我が國現下の非常時、變態時局に對する國民の覺悟に就て、『行』の立場より詳細に伺はせて戴きましたが、どう存じました。今月は昨今の如き社會風潮の中に於て、吾々お互がどんな心得で日々を進んだら宜しいかといふ様な意味で、先生のお氣付の事を、お話し戴きたいと思ひます。

主人 今迄、五ヶ月に亘つて愚見を申上げ、此の度は、お約束の最終の月でありますから、『行の教育の提唱』の締め括りの様な意味で、『自發敢爲の教育』に就て申述べて御参考に供したいと存じます。それを申上げる前に一寸申上げたい事があります。それは外でもありませんが、私が一月號の本誌に述べました『互尊互敬の教育』の中で申上げた『祭政一致の精神』といふ事に就てあります。御承知の通り、林總理大臣が政綱の冒頭に於て『祭政一致の精神』で大御心を體して政治を致すといふ事を述べられて居るのに對し、衆議院豫算總會に於て、一議員は『政府は政綱に祭政一致と記してゐるが祭政一致は天皇の大權に屬する、總理が之を謳ふのは僭越であるとの批判がある』と言つて、祭政一致は人民共の口にすべからざるもの、如くに言つて居りますが、若し此の議員の如き考を持つものが、實際、世間にありとすれば、甚だ考の徹底せざる人と申さねばなりません。天子様が、神々様即ち皇室の御先祖をお祭り遊ばす御精神を以て人民を治める政治を遊ばされるといふのが祭政一致の意味であります。天子様は斯様に遊ばされて居りますが、吾吾國民と致しましては、此の祭政一致の御精神を奉戴して自己の任務に全心全靈を傾注し、現人神であらせられる天子様に仕へ奉り、皇運を扶翼し奉るのが吾々臣民の當然の務であります。總理大臣の述べられたのは、祭政一致の大御心を體して、御奉公申上ぐる意味で、國民當然のなすべき事即ち忠義なのであります。林總理が如何に此の念が強く心底信じて居られるかは、組閣の大命を拜して後直ちに明治神宮に參拜せられた事でもわかるではありませんか。それを何か僭越の様に考へ、言ひふらすなど實に以ての外の事と思ひます。此の事は新年號で詳しく述べた事であります、古臭いと評したり、敬遠せんとする様な言論が議會にすら現れて居りますから、取るに足らざる愚見とは思ひますが、それ等の言論の間違である事を茲に重ねて一言いたす次第であります。

客 この前に日本に於ては、天子様が御先祖の神々様を御祭り遊ばす御精神で人民を御統治下さる、其の大御心に副ひ奉るには、國民一人々々が、自己のなすべき仕事を、仕り事即ち、仕へ奉り事として、敬ひ學び誠の心を込めてなすべきである。此が國民たるもの、臣節を全ふするの道だと伺ひましたが。

主人 全くその通りです。自己の仕事を現人神であらせられる天子様に仕へ奉り事として、全精神を込め、粗末にせず、いゝ加減にせず大切に致す事であります。神佛を拜む心で仕事をするのでありますから、此の日本精神を有するものは、事に當つて必ずや神佛を拜む事を自然の間に實行するものであります。

客 今日お話し下さる自發敢爲の教育といふ事も、此の祭政一致の精神と聯關して居るのではないでせうか。

主人 聯關して居る所ではなく、實は祭政一致そのものなのです。祭政一致の精神を理解し易からしめ、徹底せしめんがために、異つた表現の言葉を以て申述ぶる譯であります。

客 此の頃の人々の間には、『仕様がない』と、か、『仕方がない』とかいふ様な諦めといふか、投げ遣りといふか、極めて意氣地なき、無責任な考へが横行して居りますから、向から進んでなすといふ様な勇猛、果敢な精神を振ひ起す事は社會全體のために、頗る有益な事で御座います。

主人 お話しの通り、『仕様がない』『仕方がない』思想は社會各層、到る處に充満して居ります。それでゐて、他から切り込まれると、その『仕方がない』『仕様がない』思想の持主に限つて必ず、ぶつゝと、蔭で、愚痴不平を並べ立て、意氣地なさの二重奏をいたすのです。

客 一昨年秋、廣義國防の本義と申しましたが、その様な意味のパンフレットの出た時の政黨方面の人々の態度などは、只今のお話の様な事に當るのではないでせうか。

廣義國防のパンフレットについて

主人 そうでしたね。廣義國防と言へば、政治、産業、思想、教育と、國家のあらゆる部門を動員する事でありますて、特に政治は最も、深き關係がありますから、政治家の擔當範圍に迄切り込んで、國政の『あらねばならぬ』事につき詳しく述べて居りました。此に對して政黨方面の人が大分ぶつゝ蔭で言つて居つた様です。けれどもあのパンフレットの中に述べて居る事は、一々當然の事ばかりで、苟くも國家の興隆を念願する識者であつたなら、あれ位の政治に關する意見は、何人だつて持つてゐるのです。それを政治に當つて居る人が實現し得ないから軍部の人がかうすべきだと言つたのです。即ち政治家が當然考慮し、爲さねばならぬ事を、微力の結果か、不誠實の結果か、原因は何れかでせうが、事實は實際實行されてゐないのです。それでは國家の防衛上、困るので軍部の人が、口出しせずには居ないので意見を述べた譯なのです。

客 そうすると政黨の方面で軍部の人が政治に干渉するとか、出過ぎるとか言て蔭でぶつゝいふのは間違つて居る譯でございますね。

主人 他の方面の事は知りませんが、あのパンフレットに關する限り、干渉とか出過ぎといふ事は言ふ方が間違つてゐると思ひます。自己のなすべきものをなし得ないで、他から世話を焼かれたからと言つて、世話を焼いた者を批難するのでは、論理が立つてゐないではありませんか。干渉や口出しをされる事がいやだつたら、干渉や口出しをさせぬだけに、自ら實現實行し、一指をも指さしめぬ様にするのが根本で、やりもしないでゐて、他からやりなさいと言はれたと言つて立腹するのでは、少しも理窟が立つてゐないと思ひます。若し、腹立しかつたら、自ら立つて『行』に徹して、實現實行すべきです。實現實行してゐる所へは干渉も口出しも出来るものではありません。實現實行してゐる所へ、干渉、口出しをすれば實現實行の力で、餘計な干渉や口出しは一撃のもとに、はね飛ばして了ふ事が出来ます。此が『行』の偉力の存する所です。

客 よくわかりました。他から批評されて癪に障つたら、先づ以て立ち上つて實行する事ですね。他にも此の様な例がございますか。

主人 ありますとも、人間の居る所、必ず此の現象を見るのですが、お氣付になりませんかね、では、尚二三の實例を述べて見ませう。

客 えゝ、是非、其の實例で御教示を願ひます。

主人 此の間の紀元節に、東京の某大學で、開校以來、始めて、全學揃つて拜賀式を擧行したといふ事が大きな寫眞入りで新聞に出て居りましたね。それが何でも、今まで式をいたさぬので、某方面から世話をやかれて、式をやらねばならなくなつたとか言つて、そこの先生にも學生にもぶんゝと立腹してゐるのが居りましたよ。四大節に全員出席して拜賀式を擧行する事は、法令にもあるし、假に法令になくても、日本國民として當り前の事なのです。それを七十年近くも、實行しない事の自らの不都合なる事を考へないで、世話を焼いた方を彼此言ふなど、何のために論理學、倫理學、法律學等の研究をしてゐるのでせうね。それで最高學府など、言つて自己陶醉に陥つてゐては困つたものです。此の事だつて、前の軍部のパンフレットを見て、自己を直して進まうとせずに、憤慨を他に向けてゐる見當違の政黨者流と選ぶ所はないでせんか。

客 私など變だとは思ひましたが、そうおつしやられて見ると、全く最高學府迄が、只、空理空論を弄んでゐると言

はれても、辯解の辭がない譯でございますね。

主人 最高學府ばかりではありません。文教總府と言はれる文部省にも同様な事がありました。其の一例をあげて見ませう。文部省招集の公開の席上、文部高官の人々も列席の場所で、大藏省の役人が『私は此の間農村視察に行きました處、或る村では學校の先生に給料を拂つてゐない。それで先生は商人への支拂も出來ない。日々の生活に窮する所から、夜なゝ、鰻釣りに出で、その鰻を賣つては、生活の一部に當て、居りました所、その事が世間に知れ渡つて、鰻釣りの先生に學問を習はせる事はいやだといふ様な親が出て問題になつてゐる事を聞いた。先生に勤務して戴いて居りながら、給料も拂はないといふ事は一體、どうした事であります。殊に小學校の先生の給料の半額は國庫から支出して居るのに、それすら渡らないとは、文部當局は何をいたされて居るでありますか』といふ様な意味の演説がありました。此について文部省の人は蔭でひどい事をいふと言つて、ぶんゝ、憤慨して居りました。これなども自己のなすべき事を盡さぬ事から、他より注意され、批評を受ける事になつたので、もし腹立しく思ふなら立腹の鉢先は自己に向けるべきで、批評者に向ける理由は毫も存しない事と思ひます。

客 教員給料の未拂といふ事をよく耳にしますが、實際に給料を拂はない所があるのですか。

主人 餘程あります。一昨年暮、文部省の發表に依ると、七百數十個町村であります。只今はいくらか、減じて居るかも知れませんが、夜、鰻釣りをせねば衣食が立たん様な所がある所を以て見ると、實際は、まだ相當の數になつて居るかと思ひます。

客 其の様なひどい事が、何故改善されずに放任されてゐるのでせうか。

主人 其には色々な原因があります。文部省が大切な國民教育（義務教育）を自らせらずして、市町村に任せ切りにしてゐる教育行政機構上の原因もありますが、もつと根本の原因は、本省の方に國家教育を背負つて立つといふ様な氣魄が缺けてゐるためであります。その様な氣魄さへあれば、自分達の當の責任たる教育の事については細大なく注意を拂ひ、改善、充實をはかる筈ですが、熱がなく、氣魄がありませんから、文部の責任範囲の事でも、ずい分、放任されて居ります。給料未拂の問題なども放任されて居る事の一つの明な證明であります。此の問題が放任されて居ると言つたら、文部の方の人は放任はしていないといふかも知れませんが、事實放任してゐるのですから、放任といふより外はないであります。如何に放任されてゐるかといふ事は、大藏省の人の話中にもありました通り、小學校の先生の給料の半額は國庫から出て居るのでありますが、未拂町村に於ては國庫から出てゐる分をも拂はないといふ事を、文部省なるものが黙つて見てゐるといふ事だけでも責任感の薄いといふ事がよくわかると思ひます。そう申しますと、文部の人は現存の半額負擔は市町村費補助といふ法律になつてゐる爲に、どうにも仕方がないと、例の『仕方がない』『仕様がない』を持ち出すのです。併しながら、其の法律が不備なら議會へ改正法律案を出して、改正すればよろしいので、仕方がないと言つて居れば、いつになつても直るものではないであります。此の法律は、一年や二年前に出來たものでなく、十數年も經つて缺點や弊害はとうにわかり切つて居るのです。それを仕方がない、仕様がないと言つて改善しない、直さないから、公開の席で大藏省の人から大藏省は半額支出に努力してゐるのに先生をして鰻釣りをさせて置くとは文部の方々は何をしてゐらしやるのですかなどと、突込まれる不體裁を演ずるのであります。それを大藏省の人がひどい事を言ふと言つて見た所で、言はれる原因は文部が造つてゐるので、誰だつて大藏省の人の言を無理とは考へないのであります。

客 小學校の先生の給料が半分、國庫から出るといふ様な事は新聞で見た様に記憶しますが、國庫負擔法の不備から市町村で取つたきりで渡さぬ處があるなど、いふ事は始めて知りました。法律々々と世間でいひますが、法律といふものも、案外當てにならぬものですね。

主人 法律は人間が作るのですから、法を製造する人間が不行届なら、出來た法律が穴だらけとなるのも、當然の因果と申さねばなりません。さればこそ、吾々は教育や宗教の力で、もつと人心を正しくせねばならぬ。正しい人間教育をせねばならぬと呼び、且つ其の様な教育に努力してゐる譯です。

客 『仕方がない』『仕様がない』思想の不可なる事が實例をあげての御説明でよくわかりましたが、これも過去及び現在の學校教育が自發敢爲の精神を養はない結果でございますね。

肚の教育

主人 全くその通りです。小中學校から大學に至る迄、先生が講義して、生徒はそれを暗記して、試験の時に答案に書いて、通信簿や成績表に點數、評語を記入して貰ひ、時來つて卒業すると言つた、入れては出し、入れては出しひトコロテン式製造の教育ですからね。教科書やノートにない、文字や言葉に表せない、奥底の教育、俗にいふ肚の教育が缺乏して居ります。

客 その様な教育はどうしたら、出來るのでせうか。

主人 それは師弟の人格接觸に依る、眞心で眞心を養ふ方法より外にはありません。此をもつとわかり易くいふならば、昔の家庭や、寺子屋でやつてゐた『手鹽にかける』といふ方法なのです。

客 その様な教育は結構とは存じますが、今時の先生には不可能の事ではないでせうか。

主人 いや、その『結構だ』が『不可能』といふ方程式がいけませんね。此の方程式は『御趣旨には賛成です』が『實行は出來ませんね』といふ表現ともなつて、現代社會を風靡してゐる思潮です。貴君は現代教育を受けてゐるだけあつて、現代教育の缺陷がよくしみてゐます。

客 恐れ入りました。此の前に先生にそれでやられましたものですから、どうかその様な弊を出すまいと思ひながら、小學から大學迄、十七年も受けた現代教育の弊といふものは一朝一夕で抜け切らないと見えて、直に地金を露出して了つて、洵に恐れ入りました。

人格接觸による教育

主人 いや、其の弊さへ、氣がつけば、本道に戻つて來るのですから、左様に恐縮されなくともいいですが、世間には、此の傍道に這入つて居る事すら、わからぬ人が多くて困つたものです。

閑話休題として、先生の眞心で生徒の眞心を育てる教育は、『手鹽にかける教育』として、昔の寺子屋及び日本の家庭に於ける教育の骨髄をなすもので、昔は此に依つて人間を作つたのでありますが、不思議な事には此の教育法を米國が昨今盛に實行し出してゐるのです。米國でヒューマンタツチの教育即ち人格接觸の教育として實行してゐるのが、即ちそれです。

客 米國で寺子屋教育が行はれ、日本で西洋に昔はやつた舊弊の集團教育が行はれるなど、實に不思議ですね。ヒューマンタツチの教育といふのは米國が日本から學んだものですか。

主人 日本から特に學んだといふ譯ではありませんが、眞實の教育としたら當然、そこに行かねばならぬのですから、どこから學んだといふ事でなく、自然とそこに行つたのだと思ひます。

客 そのヒューマンタツチの教育の様子を伺ひたいのですが。

主人 それは今申した如く、日本でいふなら昔行はれた『手鹽にかける』教育なのです。生徒數を一級十人位の少人数にして、先生と生徒が勉強でも仕事でも、遊戯運動、何でも一緒になつてやる間に先生の人格力で生徒の知識の奥底の人格力、人間力を培ふといふのです。

此の様な教育思潮は今急に突發したのではなく、以前からあつたのですが、此の教育思潮が、一九二九年（昭和四年）例の全米大恐慌後、急に多くの人に必要を認められ出して、今や米國教育思潮の主流をなしつつあるのです。

どうして、そうなつたかといふと、歐洲大戰の結果、全世界金貨の半分は米國の所有となり、他國の購買力が減退して、戰時好況に乗じて擴張した米國の生産機關は、漸次、品物が賣れなくなつて困つてゐる處へ、二九年は全米の農產物が豊作で下落して、農民が購買力を失つたのです。其の結果、米國の製品は外國にも賣れず、又國內に

も賣れぬといふ事になつて、實に名状すべからざる深刻な恐慌に陥つて了つて、全國民は色を失つて了つたのです。此の場合、學科教育即ち知育だけで教育された指導者達は何の指導も出來ず民衆と共に茫然自失して了つて、爲すべき術を知らなかつたのです。此の恐慌より來た周章狼狽が益々恐慌の後押しをする様な相互因果關係ともなつたのです。そこで肚を造れ、知育を通じて知識の背後を作れといふ聲になり、それには先生の人格力で生徒の人格を強くするヒューマンタッチ（人格接觸）の教育より外にないといふ事になつて、現に定員五百人の學校なら五十學級に分けて、師弟人格接觸に依つて文字以上の教育を行ふ様にしてゐるのです。

客 そうすると、知育だけでは、人間が機械的になつて了つて、いざといふ場合には役に立たないから、知識教育に満足しないで、知識より深く這入つて、知識を自由に使ひ得る精神力、人格力を養ふといふのでござりますか。

主人 大體そうです。いざといふ場合に役に立たなかつたから、此ではいけないと氣付き、眞實の教育即ち純正教育に進んで來たのであります。いざといふ場合に役立つには平素から練られてゐなくてはならぬので、學科教育、知識教育から、もつと教育の本質、奥の院へと這入つた教育を施さうといふのです。只最も注意せねばならぬ所は、魂を練らうとする事と、その魂を鍊るためには先生の魂を以てする外ないといふ點です。

客 學科教育もやつて、その上に魂をも磨かうといふのですね。

主人 學科教授は無論、今迄通りやるのです。只今迄は學科教授で満足してゐたのを、新運動に於ては學科教授のみで満足しないで、前に申した通り、知識を自由に使ふ力を養はうといふのです。従つて學科教育でも今迄の如く、教科書の背後に隠れた様な教授法でなく、教科書を自由自在に使ひこなす様な、殺活自在の教授法になる譯です。

客 先刻、お話のあつた、肚を作る教育法で、洵に結構な事ですが、日本で之を行ふとして、現在の先生が出来るでせうか。

主人 出来ますとも。現在の先生の頭を改造して行きさへすれば宜しいのです。

教師の再教育

客 教師の再教育から出發せねばならぬと思ひますが、どの様にしたらよろしいでせうか。

主人 再教育ですが、單に教育學、心理學、倫理學、史學などの講義を並べた、従來のお定まりの再教育ではなく、教師としての根本資格たる信念確立の再教育でなくてはなりません。その信念涵養の方法としては、色々あらうと思ひますが、行に徹底した生活をする事で、換言すれば、『人事を盡して天命を俟つ』式で事に當るのであります。我に囚はれた主我主義を捨てゝ、沒我主義で事に當るとか、捨我精進で事に當ると言つても、同じ事ですから結構な事と思ひます。勉學でも、教授でも、訓練でも事務でも、ありとあらゆる事に當つて、此の精神を以て實踐躬行を重ねる時、始めて、全力を傾注して自己の進み方は、微なりと雖も、自分の歩みで、他人のものではないといふ確信が生れて來るものであります。此の確信こそ信念と名付くべきもので、此は吾々が自己の行為に全生命を打込む生活を繰り返す事に依つてのみ鍊成されるものであります。

客 そうすると、先生の主張される指導者自ら實踐躬行して範を垂れる示範指導といふ事になりますか。

主人 その通りです。信念は指範指導に依つて養はれますし、指範指導は教育の眞髓と言つて宜しいのです。先生が進んで實踐して、範を示す時に先生の自發心が活動しこの先生の自發心に觸れると、生徒の心も自發的となり、その自發が毎日、繰り返されるといふと自發敢爲の精神力が鍊成されるのです。

客 先生がいくら示範指導で、率先躬行しても、生徒の方で受け入れる力がない時にはしみ渡らない場合もあるのではないでせうか。

主人 その様な場合もあります。けれども二度や三度行つて、生徒が感化出來ぬと言つて匙を投げる様では教育といふものは出來るものではありません。目的を達する迄は、飽迄もやるといふ精神でなければならぬのであります。従つて目的を達せぬならば先生としては自己の自發心が不足してゐると考へねばならぬのであります。教育に自己

反省の必要なる事はこゝにあるのです。最も自己反省の必要なるは教育のみの事でなく、人間が自己を完成する事とか、仕事をなしどける事のためには、自己反省を連續いたさねばならぬのであります。

客 自己反省の必要なる事を示す、よい實例は、ございますまいか。

徹底した自己反省

主人 二宮尊徳先生が野州櫻町の旗本、宇津家の領地の荒廢復興に從事した時、夜は十二時に就寝、午前三時起床、日の出迄に領地一巡といふ風に日夜復興のために計畫し、示範指導に當り七年経過しましたが、櫻町宇津家の領内のお百姓は二宮先生の精神がのみこめないで、反抗し續けました。

二宮先生は此のお百姓の反抗を、少しも百姓が悪いとは考へずに、自己の至誠の不足の爲めなりとして、自分の真心を一段と磨き上げるために、突然、下總の成田不動尊に參籠して三週間に亘つて斷食の修行をいたしました。此の至誠に動かされて、今迄、七年間も反抗し讀けたお百姓達も、先生の指導に従ふのが道だと考へ直して、代表者を立てゝ、先生を迎へに行き、三年間で、櫻町領の復興が出來たのです。其の根本を尋ねると、二宮先生の終始一貫せる、自己反省の態度であります。

客 お百姓が理解がなくても、お百姓が悪いのではない、お百姓をして理解せしむるだけの力が自分にないのだと自らを反省する事は、實に大切な事ですが、二宮先生は此の様な考へ方をどうして修養されたのでせうか。

主人 幼少の頃から次々と遭遇した、彼の天災地變と衰運の一路を辿りつゝあつた家運といふ様な、内外から押し寄する困難に對して行く間に、段々と天賦の英資が磨かれた様です。十二歳の時、酒匂川の堤防普請の夫役に代つて出た時なども、大人並の仕事が出来ないからといふので、夜な夜な、草鞋を造つて、自己の勞力不足の補ひとした事などは、誰も知つてゐる有名な話ですが、十二歳の少年で、此の様に常に自己を凝視してゐたのです。

客 只今なら、小學校四年の年配で、已にその様な心掛けが出來てゐたのですね。

主人 ですから、十四歳で、父を喪ひ、十六歳で母を喪ひ、不運の限りにあつても、別に天を呪つたり、人を羨む事など、微塵もなく、常に己を見詰め、自己を鞭打つて、あらん限りの努力を拂ふのが、二宮先生の行き方でした。

先生が十六歳になつた三月の事、お母さんのお父上即ち先生のお祖父さんが亡くなつた時、先生はお母さんと、お葬式に行きました。永年の不幸續きで、着物など整へる餘裕なきため、先生もお母さんも、極めて、質素な粗服で参つたのでした。そのためであります、お齋の時も親戚一同の列には入れられず、別室の片隅にて先生親子は食事を致したのでした。お母さんとしては父、先生としては祖父の最後の別れのお葬式に際して、貧乏なるが故に此の待遇でありますから、お母さんは口にこそ出さね、胸中の悲しさ痛ましさは察するに餘りある事でした。併し先生は此も皆、自分の家の貧なる爲であるから、努力して、家を復興するより外にはないと、己を省み、己に鞭打つ事の資料とはしても、人が悪いとか、人をうらむ様子は毫もありませんでした。

客 萬兵衛さんの所へ預けられて、人が寂靜つてから勉強するのに對し、萬兵衛さんが油が要ると言つたので、先生は尤もだとして、自ら菜種子の種子を貰つて空地に播いて油を買つたといふのも、只今のお話の、人を咎めず、己を省みて、自分として如何にしたらいいかといふ考の結果として、自分の進むべき道を發見したのでせうね。

主人 全く其の通りです。それで二宮先生の人生觀を要約すると『自己反省』と『人事を盡して天命を俟つ』といふ二點に歸着するのです。吾々人間が、自發敢爲の精神を涵養するのには此の二點が最も大切であります。

客 此の頃の人には只今お話の『自己反省』といふ事や『人事を盡して天命を俟つ』といふ様な精神が極めて稀薄で、時に皆無とさへ思はれる様な人が多いと思ひます。

主人 此の頃の人に欽けて居ると思ひますから、特に申上げた譯です。政治などでもそうでせう。政黨が悪い、いや軍部が出過ぎると、兩方で相手ばかり悪い様に言ひやつてゐて、一人として相手方の批評の前に先づ自分はどうであらうと考へる所の、自己批判をなすといふ様な事がないではありませんか。

客 全くそうですね。自分だけは完全無欵の様に勝手に自分で極めて、相手方を攻撃する事ばかりする人が多くて困つたものです。

主人 人間は一面に動物性を備へて居りますから、得手勝手なもので、自分の事は棚に上げて置いて、他人の欵點のみが眼につくものです。その本能の自然性を精神の力で正しく直して、何事でも先づ第一に自分を省み、次で人も直す様にして行く、この様な行き方で、動物状態から遠ざかつて人間性を豊富にする事が出来るのです。此の人間性を豊富にするために、一方に神佛を認めて、此を目標として、一歩々々と近づく様に努力して、本能の動物性を脱却しようとするのです。

客 先生から人間は神佛と動物の中間存在で、神佛を拜む心を徹底させ、強くして行くことに依つて動物状態を少くする、此が修養だと伺つた事がありました。

主人 自己反省をすると自分の我儘勝手なる事、即ち自分勝手の欲求に引摺り廻はされてる欵點がよくわかりますから、そこで此を直さねばならぬ氣持が反省に續いて出て参ります。直すためには自己の爲すべき事に最善を盡さねばならぬ事になり、即ち人事を盡す事になります。自己反省より生じた人事を盡す精神は只々、最善を盡すのみで、其の結果たる名利については天命にお任せして、自分では此々ではなくてはならぬなどとは考へないのであります。

客 お話の如く、國民は誰でも上下、老若男女の別なく皆、自分を反省して、自己完成のために、自分の職務、自分の任務に精進する事になれば國家社會が良くならぬ筈はありませんですね。

主人 全く其の通りと信じます。日本の國は一君萬民で、吾々國民は誰でも、夫々の生活を通じて皇運扶翼を致さねばならぬのですが、それには禪や王陽明や米國のプラグマティズムの哲學の主張の如く、『爲す事に依つて學ぶ』が必要です。

お百姓は農業を一生懸命に致す事に依つて、商人は自己の商業に精出す事に依つて、會社員は會社の仕事を忠實に勵む事で、自分一身の人格を磨く事が出来て、一家の繁榮と國家興隆とに貢献が出来るのです。『行の教育』の目的は繰り返して申述べた如く、常時と非常時の別なく、公生活に於ても、私生活に於ても、人の見る所でも、隠れたる所でも、國家のために、自分の爲すべき事に最善を盡すといふ堅き自覺と信念と習慣をつける事が目的であります。

それには常に自分で自分を反省して、何事にも人事を盡し、仕方がないとか、仕様ないとかいふ弱音を排除して自發教育の精神を振起す事です。

二宮先生は、

天つ日の恵み積み置く無盡藏鍬でほり出せ鎌でかりとれ

と教へて居ります。スマイルスは『天は自ら實踐躬行する者を助く』と教へて居ります。何れも自發敢爲の精神で努力せよといふ事なのであります。國民全體が此の精神を體得して、夫々の立場で、實踐躬行して奮闘努力するなら、世界總立ちとなつて日本に掛つて来るような事がありましても何の恐るゝ處がありません。

客 興國救世の大道たる『行の教育』を詳細に永々、御示教下さいましてありがとうございました。

児玉九十「自発敢為の教育—行の教育の提唱—」解題

廣 嶋 龍太郎*

児玉九十(1888 - 1989)は大正期から昭和期の教育者であり、戦前においては成蹊学園の主事を経て明星実務学校(のちの明星中学校)の校長を務めた人物である。前号では、「大法輪」第三巻第十一号に掲載された「教育革新の第一義一行の教育の提唱」における児玉の教育論について、掲載誌の性格や当時の時代背景などを踏まえて解説した¹。

その後、「大法輪」には副題に「行の教育の提唱」と示された五本の記事が掲載されており、これらは特定の意図の下で「講座」としての性格をもっていた。本稿ではその最後の記事である「自発敢為の教育—行の教育の提唱」について時代背景を踏まえて概観した上で、児玉が「大法輪」において執筆した一連の「行の教育講座」について解説したい。なお、以降は副題の「行の教育の提唱」を省略する。

1. 「自発敢為の教育」の時代背景

「自発敢為の教育」が掲載された「大法輪」第四巻第四号が発行されたのは、1937（昭和12）年4月1日である。はじめに当時の時代背景について概観したい。

まず、経済的事情については、大正末期から続いた不況が昭和に入って東北、北海道の凶作や世界恐慌の影響を受け、一段と悪化した。これに伴い失業と貧困が拡大し、国家や社会の体制を批判する風潮が登場する。その対策として、国体の明徴や国民精神の作興、経済生活の改善、国力の涵養を図るなどの国民教化運動が展開されていった。

一方で、不況の打開のために中国大陸への対外進出が進められるようになり、その過程において1931（昭和6）年には満州事変が起きている。これに伴い国民教化の流れは国民全体を巻き込んだものへと発展し、1937（昭和12）年には文部省が『国体の本義』を著して日本精神を説くに至った。なお、同年7月に日中戦争がはじまるとき、国民精神運動が閣議決定され、総力戦のための精神的・物質的な国民的自覚を促すとともに、戦争体制への協力が半ば強制されていくこととなった。

このように戦時体制に移行していく時代の中で、「自発敢為の教育」の文中に登場する「広義国防のパンフレット」も登場する。これは1934（昭和9）年に陸軍省新聞班によって発刊されたものであり、正式には「国防の本義と其強化の提唱」と題するパンフレットである。ここでは国防を「国家生成発展の基本的活力の作用」であるとして、「国家の全活力を最大限度に発揚せしむる如く、国家社会を組織し、運営することが、国防国策の眼目」と唱えている²。さらに、国防国策強化の提唱として、「国民生活の安定」や「農山漁村の更生」、「創意、発明の組織」とともに「国民教化の振興」を提起している³。橋川はこれを「およそ四、五年前から、あるいは実在を疑わせたような軍部当局の信念というべきものが、はじめて露骨に表現された」ものであると指摘する⁴。

「自発敢為の教育」が執筆された時期は、戦時体制下において国民教化が盛んに提唱された時代であって、その影響は「自発敢為の教育」以外の児玉の論説にも及んでいる。例えば、後述する1936年（昭和11）年12月の「国民保健と教育」が、青年の体力向上についてドイツでは国防の観点から取り組んでいる事例を紹介している点や、日本もその必要性を認めて国民保健を向上させることを題材に選んでいる点にも、その影響を見ることができるであろう。

* 教育学部 助教 日本教育史

また、1937（昭和12）年3月の「変態時局と国民の覚悟」などは、題材そのものが戦時色の強い記事であり、児玉の「行の教育の提唱」は、このような時代的制約の下での公開を前提として、意見を提示するために歩調を合わせて執筆されたものであると言える。このような戦時下の判断は児玉だけに見られるものではなく、同時代の言論人において一般的な傾向であるため、今日的状況下での判断は通用しないと言える。一読すると、記事の前半部分はやや戦時体制の影響を窺わせる文章であり、「祭政一致」と「広義国防」は当時の情況に対する発言である。これに対して、後半部分には児玉の年来の教育論が提示されている。

なお、当時の経済的事情に関連して、教員給与の説明も行われている。そもそも教員給与の国庫負担は、1917（大正6）年の臨時教育会議における「小学校教育の改善方針」を受ける形で成立した1918年（大正7）年の市町村義務教育費国庫負担法によって、地方教育財政に対して国家財政から援助を与える制度として本格的に開始されたものである。市町村義務教育費国庫負担法は1923（大正12）年に一部改正され、さらに1940（昭和15）年の義務教育費国庫負担法などによって、市町村負担から都道府県負担にするとともに、定額負担から実学負担への移行が図られ、現行制度の原型となつた⁵。当時の負担率は二分の一であったが、平成に入るといわゆる「三位一体改革」による財源の見直しが図られ、現行制度では三分の一の負担率に引き下げられている。

このように、財政的に義務教育を支援する制度が構築されていった時期である一方で、厳しい経済的状況の下で、教員の給与未払い報道の指摘もある。さらに、児玉は地方と中央における財政の仕組みについて批判を加え、文部省による監督不備を指摘している。

2. 「自発敢為の教育」の内容と児玉九十の教育論

次に、「自発敢為の教育」の内容について検討したい。まず、冒頭で今号を「今迄五ヶ月に亘つて愚見を申上げ、此の度は、お約束の最終の月でありますから、『行の教育』の提唱の締め括りの様な意味で『自発敢為の教育』に就いて申し述べてご参考にしたいと存じます」と説明している⁶。ここでは、半年の予定で連載してきたことを示した上で、この記事を「行の教育の提唱の締め括り」と定義していることが特徴的であり、自身の執筆した一連の「行の教育」の集大成と位置づけていることが窺える。

ここで現実的課題は、戦時体制に向かいつつある国内外の状況などをもとに、「昨今の如き社会風潮の中に於て、吾々お互がどんな心得で日々を進んだら宜しいか」という内容である。後述するが、この記事の前提として、児玉は前号に「変態時局と国民の覚悟」と題した準戦時体制に関する記事を投稿している。なお、記事の中盤以降は、教員の処遇の問題、手塩にかける教育、教師の教育といった、児玉の年来の主張が展開されており、この時期の児玉の教育論が、その前後と変わらぬものであったことを示す資料であると言える。その意味で、資料的な価値が認められるであろう。

記事の末尾においては二宮尊徳を例に、「自己反省」や「人事を盡して天命を俟つ」の精神が重要であり、「常に自分で自分を反省して、何事にも人事を尽くし、仕方がないとか、仕様ないとかいふ弱音を排除」することが「自発教育の精神」であると結んでいる⁷。そして、「自発教育の精神」を導くためには、知識教育の前提となる「知識を自由に使う力」を必要とし、その力を身につけるために「肚の教育」や「手塩にかける教育」といった方法論を示している。その対象は生徒だけでなく教師にも及んでおり、それは「教師の再教育」の項目で「実践躬行」の言葉となって登場していくのである。これらは、半年前の「教育革新の第一義」の中で「行の教育」の説明として再三用いられた「実践躬行」や「知行合一」の理念に通じるものであろう⁸。

最後に、表題において「自発」に並んで用いられる「敢為」の言葉について検討しておきたい。「敢為」も、ある種の主体性や積極性を意味する言葉である。同様の言葉は、例えば初代文部大臣森有礼が文相就任前の1879（明治

12) 年に東京学士会院で行った演説「教育論一身体ノ能力」にも、近代的な国民の主体性を養成する趣旨で兵式体操を導入して「敢為の勇気」を養うという文脈で登場する⁹。まさに児玉が批判するところの西洋式の学制が確立していく時期に、森によって同様の文言が提唱されていたのである。

ただし、森が兵式体操を通じていわば国家からの要請という形式で国民に「敢為」を求めたのに対して、児玉の論は国民や教師自身に対する自発精神を期待するものである部分が大きな差異である。また、森が「敢為」を獲得する手段として兵式体操による集団性（規律）と身体性を主眼に置いていたことに対して、「自発敢為の教育」を書いた児玉は個人の精神性を軸にした論を展開していると考えることができる。

以上のように、「自発敢為の教育」は、一定の制約のある時代背景の下で書かれたものではあるが、児玉の教育論は全体主義的志向というよりもむしろ、個々の生徒や教師による「実践躬行」を主張する論であったと概括できるであろう。

3. 「行の教育」の提唱と「行の教育講座」

児玉は「大法輪」第三巻第十一号に「教育革新の第一義」を発表して以降、副題を「行の教育の提唱」とする記事を続けて発表している。その記事は、「国民保健と教育」「互尊互敬精神の教育」「オリンピック大会と精神教育の革新」「変態時局と国民の覚悟」「自発敢為の教育」である。「大法輪」は月刊誌であり、「自発敢為の教育」の冒頭に示されたように、これらの講座は半年間の連載として締め括られている。

なお、前号で解説した「教育革新の第一義」から、今回全文を提示した「自発敢為の教育」までの間に掲載された四本の記事の概略と、各号の編集後記における評価は以下の通りである。

・「国民保健と教育」第三巻第十二号（1936年12月1日発行）

この記事では「国民保健」を題材として日本人の体力の向上を論じている。近代国家において青年の体力の向上は産業能率や国防の観点から必要なことであり、それがドイツで顕著に取り組まれていることを指摘し、学生・児童についても向上の必要を説いている。しかし、記事の後半ではこれら国民保健の問題も近代の功利主義の問題と関連するものであると批判し、実利主義的な身体のみの鍛錬の問題を指摘する。そして、最終的には精神を健全にした上で身体を健全にする「心身一如」の立場を提唱している。つまり、西洋思想の弊害と児玉が位置づける功利主義に対抗する形で、東洋思想的な「心身一如」の概念を提示して、「行の教育の提唱」と結論付けているのである。

なお、この号の編集後記には、児玉の記事に対して以下の記述がある¹⁰。

教育革新の第一義を示し、行の教育を提唱する児玉九十氏の講座は、今回は『国民保健と教育』に就いて、目下国家的問題となつてゐる国民体力の低下と健康問題に行の教育の立場から根本的対策を示し、身心一如を説く。

さらに、この編集後記の次の頁には、新年号広告欄の連載予告として、明星中学校長児玉九十による「行の教育講座」が掲げられている。その広告文は以下の通りである¹¹。

禍根多き過去の教育が現代社会の憂悶を生み欠陥を生んだ、本誌連載の行の教育の提唱は、此の禍根を指摘して、新教育道を絶叫せる児玉九十先生慨世憂國の文字である。明日の教育の指針として、いやしくも教育に志す者の見逃すべからざる珠玉篇。

これらのことから、少なくとも、「大法輪」編集部は、副題に「行の教育の提唱」と掲げた一連の記事を「行の教育講座」として掲載する意図があったこと、さらにその形式は、様々な現代社会の現実的課題について児玉の「行の教育」の視点から対策を講じるものであったことが窺える。さらに、現実的課題の原因を過去の教育の欠陥と指摘する意図も明示されている。

・「互尊互敬精神の教育」第四卷第一号（1937年1月1日発行）

この記事では、「近頃の社会が何とはなしに、ごつごつして、角張って、摩擦が多すぎる」ことを現実的課題として挙げ、行の教育の視点から「心地よいなごやかな社会」にするための解決策を論じている¹²。まず、例として鉄道における官尊民卑の風潮や、男尊女卑の社会的風潮の弊害を挙げ、その解決策として、互いに尊敬しあう姿勢の必要性を指摘する。

なお、これ以前の記事にも散見されることであるが、この記事でも西洋思想と対比する形で、児玉の主張する東洋思想が提唱される。すなわち、上記の問題の解決は西洋思想的な相互扶助の精神を出発点にするのではなく、東洋思想的な「互尊互敬の精神」を重要視すべきである、と児玉は提唱するのである。もっとも、ソクラテスの「汝自身を知れ」については肯定的に捉えた上で東洋思想との対比を試みるなど、一概に西洋思想のすべてを弊害と断じているわけではない。

この記事について、同号の編集後記には、「児玉九十氏の行の教育講座は日本人に欠けている互尊互敬の精神涵養を説く」との評がある¹³。これは、前号の編集後記とほぼ同様の表現を踏襲している。

・「オリムピック大会と精神教育の革新」第四卷第二号（1937年2月1日発行）

この記事では、1940（昭和15）年に東京で開催されることが予定されていた東京オリンピックに向けて、国民全体が教育上心がけるべき点を現実的課題とし、1936（昭和11）年開催のベルリンオリンピックの反省点を指摘しながら論を展開している。その論点は、日本人の団体訓練や精神訓練の不足から日本の学校教育の欠陥に移り、最終的には教師の率先に基づく国民精神の改善向上を主張している。この中でも特に、学校教育の欠点については、知識の教授に偏重したことが問題の根本であると指摘し、改善点として孟子の言を引用しつつ「進んで為すといふ意気、元気、気魄、自發敢為の精神」の必要を指摘している¹⁴。これは、後の「自發敢為の教育」の記事につながるものである。

さて、この号の編集後記には、「行の教育講座は、東京オリンピックを三年後にひかえて、日本人の堅持すべき態度を説き、精神教育の根本的改革を提唱する」との評がある¹⁵。なお、周知のことであるが、この東京オリンピックは日中戦争の影響などから開催を返上しており、実際に東京でオリンピックが開催されたのは戦後になってからである。

・「変態時局と国民の覚悟」第四卷第三号（1937年3月1日発行）

この記事では、「準戦時体制」という言葉と状況を現実的課題として取り上げ、それに対する態度について論じている。内容としては、馬場鎌一大蔵大臣の昭和12年度予算編成発表の際に用いた「準戦時体制」という言葉を発端にその言葉が世間に広まっていることを指摘し、それが広まる心理や国内外の戦時体制に関する情勢を解説した上で、国民精神や生活態度について論じている。なお、この記事にも西洋思想における功利主義と唯物主義への批判が見られる。

この号の編集後記には、児玉の記事に関する評はないが、児玉が論題とした「変態時局」については、「今次の政変程国民を深憂させたものはない。革新か現状維持か、急進か漸進か—この掛声は躍進日本の陣痛期の悩みを物語るものである」と評している¹⁶。

さて、ここまで各号の記事と編集後記を概観してきたが、「自発敢為の教育」が掲載された「大法輪」第四卷第四号の編集後記も補足しておきたい。そこには、「五ヶ月に亘り児玉九十氏を煩はしての『行の教育』講座は、世の指導者層に多大の示唆と感銘を与へつゝ、今回を以て終講となる」と記されている¹⁷。この記述からは、主客問答の形式の中でも特に客の反応に当時の指導者層への反応を期待したものであったことが推察される。なお、主に主人の論は児玉の教育論が反映されていることは、すでに前号の解説で指摘した通りである。

このように、一連の講座では、当時の社会的課題に対して児玉による「行の教育」の理念を提示する形式が一貫して取られており、これらの記事や編集後記に共通する点として、社会的課題の原因の一つを近代的な西洋思想と指摘する姿勢が挙げられる。これに対して、児玉の示す「行の教育」や大法輪編集部の指摘するところの「行の教育講座」には、それを克服するための東洋思想的な理念を提示する構造を採用している。

これらの講座の構造は国民教化を求める時代的要請が下地にあると考えられ、特に精神性に関連した教育上の指摘にその大部分の記述を割いている。さらに、時代的な背景から、記事そのものが戦時色の強い題材を扱っており、解説にも戦時的な事が登場する。そして、その発信者として児玉が選ばれた背景としては、元々の東洋思想に対する理解の深さに加え、西洋教育の視察経験があり、海外の教育事情にも通じた人物であることが挙げられるであろう。

一方で、児玉の指摘は国民教化の主体である行政に対しても向けられている。たとえば、「教育革新の第一義」では明治以降の学校教育制度そのものを批判し、「互尊互敬精神の教育」においては鉄道行政をはじめとする官尊民卑の風潮を批判し、「自発敢為の教育」でも、中央と地方の教育行財政を批判する姿勢が見られる。児玉による行政批判も、「行の教育」講座の特徴の一つと言えるであろう。この姿勢には、私学の校長を務める児玉の自負や行政に対する姿勢が示されていると考えることができるのではないだろうか¹⁸。

注

- 1 「教育革新の第一義」については、拙稿「児玉九十『教育革新の第一義一行の教育の提唱一』解題」「明星－明星大学明星教育センター研究紀要」第2号、明星大学明星教育センター、2012年、9-13頁参照。
- 2 橋川文三編『日本近代思想大系36 昭和思想集Ⅱ』岩波書店、1978年、1-2頁。
- 3 同前書、18-20頁。
- 4 同前書、396頁。
- 5 横口修資編『教育行財政概説—現代公教育制度の構造と課題』明星大学出版部、2007年、129頁。
- 6 「大法輪」第4卷第4号、大法輪閣、1937年、162頁。
- 7 同前書、176頁。
- 8 「手塩にかける教育」は、戦後の児玉の教育主張の中にも散見される文言である。
- 9 日本学士院八十年史編纂委員会編『日本学士院八十年史』資料編1、1962年、84-88頁所収。
- 10 「大法輪」第3卷第12号、大法輪閣、1936年、448頁。
- 11 同前書。なお、広告自体に頁番号は明示されていないが、449頁目に相当し、広告欄の冒頭には「『大法輪』新年号予告」と示されている。また、「新年号より連載」と掲げられた項目の中に、児玉の「行の教育講座」が紹介されている。
- 12 「大法輪」第4卷第1号、大法輪閣、1937年、88頁。
- 13 同前書、448頁。
- 14 「大法輪」第4卷第2号、大法輪閣、1937年、154頁。
- 15 同前書、448頁。
- 16 「大法輪」第4卷第3号、大法輪閣、1937年、432頁。

- 17 前掲「大法輪」第4巻第4号、432頁。
- 18 児玉は「大法輪」の記事の多くで、自身の名前の前に明星中学校校長（明星中学校長の場合もあり）の肩書を示し、その立ち位置を明示している。なお、「オリムピック大会と精神教育の革新」の目次のみ、その肩書きが抜けているが、本文には明星中学校校長の肩書が示されている。

参考文献

- 文部省編『学制百年史』1972年
名倉栄三郎編著『日本教育史』八千代出版、1984年
文部省編『学制百二十年史』1992年

追記：本文中の旧漢字については適宜新漢字に改めた。また、縦書きの原文を横書きにするにあたり、くの字点については「、ゝ」と表記した。